

## 松江市立東津田児童館管理運営要綱

### (趣旨)

第1条 松江市立東津田児童館（以下「児童館」という。）の施設、設備については、松江市立児童館設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第199号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (職員)

第2条 児童館には次の職員を置く。

(1) 館長

(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項に定める児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）その他必要な職員

2 館長は、児童館の行う各種事業を企画するほか、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 児童厚生員は、館長の命を受けて館務に従事する。

4 館長は、児童館運営委員会が推薦し、指定管理者が委嘱する。

5 館長に事故あるとき、または不在のときは、児童厚生員がその職務を代理する。

### (運営委員会)

第3条 児童館に、児童館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員若干名で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者の中から選任する。

(1) 地区会及び町内会を代表する者

(2) 地域組織を代表する者

(3) 民生児童委員

(4) その他学識経験者

4 委員会は、館長を推薦し、松江市及び指定管理者に報告する。

5 委員会には、委員の互選により委員長を置き、会務を総理する。

6 委員会には、委員の互選により副委員長を置き、委員長に事故あるときまたは欠けたときには副委員長が委員長の職務を代理する。

7 委員会には次の者を特別委員とすることができる。

(1) 松江市担当課の職員

(2) 指定管理者に属する者

8 館長は、委員会に出席し、事業の説明及び意見を述べることができる。

9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が

決定する。

10 委員会の職務は児童館において処理する。

(使用の許可)

第4条 児童館の施設等を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受ける場合は、松江市立東津田児童館使用許可申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）に所定の事項を記入し、原則として使用する3日前までに、児童館へ提出するものとする。但し、やむを得ない事情により、申請書の提出が遅延する場合は、口頭によりその旨を連絡することができる。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、児童館の使用を許可する場合において、児童館の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の可否)

第5条 前条の申請があったときは、指定管理者は申請者に対し使用の可否を通知するものとする。

(使用の制限)

第6条 指定管理者は、次号のいずれかに該当するときは、児童館の使用を許可しないことができる。

- (1) 使用者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失のおそれがあるとき。
- (4) 法令に抵触する活動と認められるおそれがあるとき。
- (5) 営業活動と認められるおそれがあるとき。
- (6) 宗教活動と認められるおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、児童館の管理運営上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、または児童館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、もしくは使用を停止し、または当該許可を取り消すことができる。

- (1) 条例またはこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件または関係職員の指示に従わないとき。

2 前項に規定する措置によって使用者に損害が生じることがあっても、松江市及び指定管理者は、その責任を負わない。

(使用料等)

第8条 使用料は原則無料とする。但し、光熱水費、コピー代等の実費は使用者の負担とし指定管理者が徴収する。指定管理者は実費負担の基準を定め、基準を定めたときは松江市に報告するものとする。

(使用方法)

第9条 児童館を使用するとき、使用責任者は使用に関し必要な指示を受けなければならない。

2 会場の準備、設営は、使用者が行うものとする。

(使用後の清掃、整頓)

第10条 使用者は施設、設備、備品（給湯機器、空調機器その他の器具を含む）の使用後は、時間内に清掃して所定の場所に整頓、返納するものとする。

(火災及び盗難予防)

第11条 使用責任者は、施設、設備、備品の使用を終了したときは、火気及び戸締りに注意し、異状の有無を確かめ、火災、盗難の予防に万全を期さなければならない。

(施設、設備、備品の取り扱い)

第12条 使用者は施設、設備、備品を使用するにあたっては、その取り扱いに十分注意し、棄損しないように努めなければならない。万一誤って破損または損傷したときは、使用責任者は館長又は職員に届け出て、必要な指示を受けるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式 1 (第 4 条関係)

松江市立東津田児童館使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

住所

(申請者)

氏名

印

下記のとおり使用したいので申請します。

なお、使用にあたっては松江市立東津田児童館管理運営要綱第 4 条から第 12 条を遵守することを誓約します。

使用年月日	年 月 日 ( )		
使用時間	: ~ :		
使用室名			
使用目的			
使用団体名		使用責任者 氏 名	
連絡先	( ) -		
使用人数			
使用備品			
備考			